

浦 監 第 117 号
平成 21 年 12 月 25 日

浦安市監査委員	杉 山 元 三
同	黒 田 レイ子
同	秋 葉 要

平成 21 年度定期監査（市長公室）の結果報告の公表について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果の報告を決定したので、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 21 年度定期監査（市長公室）の結果報告書

1．監査の範囲

平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日に執行された財務に関する事務の執行等

2．監査対象部局

市長公室

3．監査の実施期間

平成 21 年 11 月 2 日から 11 月 27 日

4．監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査を実施した。

5．監査の結果

次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

（1）広聴広報課

市長への手紙の備品購入費及び声の広報うらやすの消耗品費について、9 月末現在で未執行であった。予算は必要性があるから措置されるもので、計画性をもって適正な時期に執行するよう努められたい。

行政情報番組及びコミュニティ制作事業の委託料について、予算残額 3,607,800 円の内容を確認したところ、必ずしも全てが契約差金ではなく、当初より計画されている新春番組や特別番組等の制作費も含まれているとのことであった。当初予算においては、制作費 55,587,000 円として一括して見積もられていた。当初より計画が予定されている事業においては、具体的に事業名をあげて予算計上するよう努められたい。

10 万円未満の消耗品の購入について、注文から購入までの手順を確認したところ、納入時に発注商品と相違ないことを確認した上で納品させ請求書を受け取っているとのことであった。消耗品は性格上、姿・形が短期間で消滅するものであることから、発注納品にあたっては、担当する者をそれぞれ分けるなど複数の職員が係わるよう努められたい。

備品管理について確認したところ、加除が容易で管理しやすい独自の様式で備品管理を行っていた。備品管理は、浦安市財産規則第 72 条第 1 項に基づく第 44 号様式で作成された備品台帳により管理されるべきものであることから、早急に整備し直すよう努められたい。

(2) 市民大学プロジェクト

仮称うらやす市民大学整備事業及び仮称うらやす市民大学運営事業について、仮称うらやす市民大学整備事業の工事請負費から、消耗品費、委託料、施設備品購入費、使用料及び賃借料に流用されていた。当初予定していなかった市民大学新設端末設定作業委託及び市民大学授業用パソコン賃貸借料並びに液晶テレビの購入等が必要となったため、予算執行をしたとのことであった。うらやす市民大学の開校に際し、予定外の必要性が発生したことは理解できるが、今後は、当初予算の積算時に、実情に適した事業計画を立案し、適正な予算を編成するよう努められたい。